

エコマーク運営委員会（第45回）議事要旨

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

日 時：令和2年8月5日(水) 10:00-11:30

場 所：オンラインにて開催

出席委員：有田 芳子 (主婦連合会)
○梅田 靖 (東京大学大学院)
大沼 章浩 ((一社)全日本文具協会)
金子 健一 ((一社)日本電機工業会)
鎌田 環 ((独)国民生活センター)
川江 心一 ((公財)世界自然保護基金ジャパン[代理人出席])
鈴木 人司 (日本労働組合総連合会)
田中 太郎 ((株)日経BP 日経ESG編集)
田中 博敏 ((一社)ビジネス機械・情報システム産業協会)
塚本 俊治 (神奈川県)
湊元 良明 (東京商工会議所)
中本 純子 (全国消費者団体連絡会)
並河 治 ((一社)電子情報技術産業協会)
西尾 チヅル (筑波大学大学院)
西村 治彦 (環境省[代理人出席])
貫名 英一 ((一社)日本オフィス家具協会)
長谷川 雅巳 ((一社)日本経済団体連合会)
藤井 実 ((国研)国立環境研究所)
増田 充男 (日本チェーンストア協会)
柳 憲一郎 (明治大学)
山内 明子 (コープみらい・コープデリ生活協同組合連合会
[委任状出席])
山崎 和雄 (日刊工業新聞社)
(以上 22 名、50 音順、敬称略、○：委員長)

欠席委員：伊坪 徳宏 (東京都市大学)

(以上 1 名、50 音順、敬称略)

事務局：森嶋、山縣、小澤、藤崎、大澤、漣、菅原、佐野

- 議 題：1. 2019年度エコマーク事業収支決算報告
2. 認定基準案の策定方法の追加について
3. エコマーク事業における社会面の取組の導入方針（案）について
4. その他

配布資料一覧：

2020・2021年度エコマーク運営委員会委員名簿

運営委 45-1 2019年度エコマーク事業収支決算報告

運営委 45-2-1 認定基準案の策定方法の追加について（案）

運営委 45-2-2 エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドライン
および規定（改定案）

運営委 45-3 エコマーク制度における社会面の導入方針（案）

1. 新委員紹介

主婦連合会 有田委員、(一社)日本電機工業会 金子委員、(独)国民生活センター 鎌田委員、(公財)世界自然保護基金ジャパン 川江委員、東京商工会議所 湊元委員、(一社)日本経済団体連合会 長谷川委員、コープみらい・コープデリ生活協同組合連合会 山内委員が新たに就任されたことが紹介された。

委員長を選出を行い、梅田委員が選出された。

2. 2019年度エコマーク事業収支決算報告

○資料「運営委 45-1」に基づき、事務局より 2019年度エコマーク事業収支決算報告について報告された。

○事務局説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- ・前年度支出において新型コロナウイルスの影響により支出額が減少したと説明があり、今年度は新型コロナウイルスの影響を考慮した予算計上を行っているか。

事務局) 新型コロナウイルスの影響に関する見通しが立っていない時点での計画であったため例年通りの予算編成を行っている。執行時点の社会状況を鑑みて認定企業の皆様・職員の健康・安全に配慮し事業を進めている。

- ・まだ先が見えていない時点での例年通りの予算編成であったことを理解した。今後、長期的に新型コロナウイルスの影響が出てくると思われるため、様子を見ながら考え

事業を進めてほしい。

- ・今後も新型コロナウイルスの影響があると思われ、エコマーク事業として認定企業のフォロー、支援を検討して頂きたい。認定機関と認定企業が相互に助け合うことができると、マークを取得するモチベーションになると考える。

事務局) 飲食店やホテルといったサービス分野は特に影響を受けているので、可能な限り協力したい。

- ・よいコメントをいただいたので具体化に向けて検討を進めてほしい。
- ・決算報告は本年3月31日までなので新型コロナウイルスの影響が出始めた時期とも重なる。出張・会議などが自粛となり、支出が減少したとの説明があったが、事業として必要な審査業務や監査などはフェイスツーフェイスで出来ないまでも、オンラインなどを活用して実施できたのか。

事務局) 新型コロナウイルスの影響が大きくなり始めた3月頃は、運営委員会については書面審議とし、基準策定委員会は予定する会議をすべて延期したため、認定基準策定計画が遅延した。当時はオンライン会議を開催できていなかったが、現在はオンライン会議の活用などにより事業を進めている。監査については昨年度3月の実施計画がなく影響はなかった。今年度はリモート監査手法を新たに取り入れ、随時進めている。

3. 認定基準の策定方法の追加について

○資料「運営委 45-2-1」および資料「運営委 45-2-2」に基づき、認定基準案の策定方法の追加について説明があり、審議の結果、本案を適用するための判断基準に関する内規を基準審議委員会で作成し、運営委員会にも報告することを条件として承認された。

○事務局説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- ・オプションとして基準策定委員会を設定せずに事務局主体で認定基準案を作成するという形で進める事案は、基準審議委員会にてその可否を審議するという説明もあったが、事務局がその事案自体を振り分けるのか。

事務局) 認定基準がすでにあるものについて分類を追加するような場合は、本案のとおり、事務局より基準審議委員会に基準策定計画書を提出し、事前に承認を得たうえで、基準策定を進められるように改めたい。

- ・事務局で選定し、基準審議委員会で確定するという事で理解した。
- ・基準策定委員会を通さない方法では、関係者にヒアリングを行うこととしているが、意見を1度聞く限りとせず、意見の検討結果をヒアリング先にフィードバックすることが重要である。

事務局) 同様の意見が事前があり、基準案をヒアリング先にお知らせして再び意見を聞くなど、丁寧な進め方をしたいと考えている。

- ・認定基準案の策定方法について、今回事務局主導の策定方法を追加的に認めることは、認定基準策定までの期間を短縮化することになり、また新規商品類型提案の公募も年2回に増やすことができれば、環境負荷低減に優れた提案が採用される機会を増加させることもでき、効果的である。実効性を担保したうえで進めてほしい。
- ・新たな手順を設けることに賛同する。従来方法と新規方法のどちらを選択するかは事務局主導であるという説明だったが、いずれの方法にするかの基準などが改定案では示されていないため、そのようなものを決めているか確認したい。また提案者側との関係はどのようになっているのか。

事務局) 従来方法と新規方法の選択のための基準の明文化はしていないが、既存の認定基準があり、商品分類を追加する場合といった、新たに基準策定委員会を設置する必要性が低いと認められるものに限り、事務局から発案し、基準審議委員会でチェックのうえで新規方法を選択する。

新規商品類型提案は年1回公募により受付け、企画戦略委員会で選定している。選定された提案は、提案者とコミュニケーションを取りながら検討を進め、業界の動向など商品分野に関する詳細情報を収集のうえ、基準策定委員会を設置するほうが望ましいかなどを勘案して進めることとなる。

- ・提案者が提案する段階で従来方法と新規方法のどちらにするかを意思表示するものではなく、事務局の検討の中で判断するということで理解した。
難しい点があるとは思いますが、いずれの方法にするかを判断する基準を整備することによって、運用時に生じる様々な課題への公正な判断に役立つと考える。内規でもよいので整備してほしい。
- ・判断基準のようなものはできないか。

事務局) 事務局内でおおよそのイメージがあるので明文化し、あらためて報告する。

- ・資料説明において、関係団体がない分野という説明があったが、どのようなものを想定しているのか。

事務局) 直近の例では、既存の認定基準における対象製品の製造工程で発生する副生物を利用した別製品の提案があり、該当製品に関する特定の工業会はなく、個別企業ヒアリングなどを通じて、既認定基準に分類を追加することで整理できると考えている。

- ・オプションによる基準策定によって、どの程度の期間短縮が望めると考えているのか。

事務局) 資料45-2-1の2ページ「新規商品類型とした策定した認定基準に要した期間」に掲載のとおり、新規商品類型の選定から認定基準の制定まで平均17か月を要している。本案により、商品類型の選定から基準策定委員会の初回までにかかる平均8か月相当を短縮できると見込んでいる。

- ・念頭においている商品分野が具体的にあるのか。

事務局) 具体的に検討しているものは、先述の物のほか、海洋プラスチックごみを使用した商品である。プラスチック製品の既認定基準があるので、海洋プラスチックごみ

に特化した枠の新設を考えている。原料を海洋プラスチックごみに限定している以外は、既認定基準をほぼ踏襲することができる。将来的には、既存のカーシェアリングと自転車シェアリングに関する認定基準に、例えば傘などのシェアリングも追加するなど検討したい。

- ・本案を適用するための判断基準に関する内規を作成し基準審議委員会の承認を得たうえで、運営委員会にも報告いただくことを条件として本案を承認する。

4. エコマーク事業における社会面の取組の導入方針（案）について

○資料「運営委 45-3」に基づき、事務局よりエコマーク事業における社会面の取組の導入方針（案）について説明があり、審議の結果、案のとおり承認された。

○事務局説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

- ・新型コロナウイルスの流行で厳しい経営状況におかれている事業者が多いが、どの程度の事業者が行動を起こすと考えているか。

事務局) 以前、エコマーク認定商品の契約者を対象に社会面の取組に関する調査を行った結果、約 25%の企業がすでに進めていると回答しており、目標としては倍増である。

- ・労働関連法令の遵守は社会的必要事項であるが本案については懸念点がある。行政指導、行政処分という段階で、本案では該当企業への対応を判断できることとしているが、裁判などで違法か否かの係争になることもあり、行政当局との判断の相違をどのように取り扱うのか明確にする必要がある。

2点目として、製品製造の現場ではサプライチェーンが数百にのぼる場合もあり、本案の影響は非常に大きく、どのように考えているか確認したい。

事務局) エコマークではこれまで環境法規の遵守について認定基準項目として運用しており、行政から文書で指導されていることを判断基準としている。労働関係法令についても同様の判断を想定しているが、行政処分または行政指導の認否が係争となった場合、その旨を事務局に報告いただき、その後の係争の経過を報告いただくことになると考える。個人が会社に対して訴訟を起こす行為などについては判断基準として考えていない。

2点目については、本案では申告の対象を申込者に限定しているためサプライチェーンは確認対象とならないが、本案のみならず、各企業が独自に行っている取組、既存プラットフォームなどとも併せて、今後、SDGs としての労働に関する考え方・取組がサプライチェーンにも波及していくことを期待している。

- ・係争の有無によってエコマークが取り消されたりすることになると、行政指導などに対する企業としての正当性の主張やそのための係争を起こしにくくなることを懸念する。
- ・承認を要するものではなく、あくまでもチェックという手法で、リスト記載事項の方

向に進んでいくというソフトアプローチでよいと考える。一方で、社会面の取組は重要であり、期間を設定し、目標を作った方がよい。取り組む企業から環境面以外のアドバイスを求めてくるのが想定されるので、団体、エキスパートを紹介できる体制を整えておくことと真剣に取り組む企業があるのではないか。

海外環境ラベルとの相互認証においても海外の認証団体に同じように取り組んでもらえるようにするなど、日本がリーダーシップを発揮できるとよい。

事務局) 期限を設定し、目標を作ることは、チェックリストの取組状況をモニタリングしながら考えていきたい。エキスパートの紹介については、事務局だけではノウハウが不足しており、CSO ネットワークと今後も連携を図りながら進めること、本委員会の鈴木委員(連合)にもご指導を賜りたい。海外の認証団体への働きかけについては世界エコラベリングネットワークでの情報発信や国際セミナーでテーマとして扱うなどを考えたい。

- ・行政処分、行政指導の議論について、書面によるものとの判断基準を設ける旨説明があったが、広義では口頭での行政指導があり得るなど様々な形式があるため、書面という判断基準でよいかあらかじめ整理しておくべきである。行政処分ではないが社名公表を受けている場合の取扱いなど、各具体事例について、詰めておくべきである。

事務局) これまでの環境法規遵守については文書が出ているか否かで判断してきたが、本案では過去に社名公表があったことなどは見過ごしてしまう可能性があり、対応について詰めておきたい。

- ・行政指導、行政処分では、環境法令と労働法令とで取扱いに違いがあることも考えられるので整理しておく必要がある。

事務局) ヒアリングなどを行い、整理する。

- ・環境ラベルにおいても、社会面の課題に取り組む、イニシアチブをとっていかうということで、これまで何もなかったところにどこまで光を当ててるのか、本案作成の検討会でも話し合われた。エコマークはあくまで環境ラベルであるので、社会面に踏み込むと変動要素が非常に多く、積み重ねの必要な事項もあり時間もかかる。今後、社会面の取組みを普及させていくにはしっかりと詰めていかなければならないため、皆様にも協力をいただきたい。

- ・東京商工会議所で実施した調査では、SDGs について、中小企業の4割ほどが「言葉は知っているが、内容はよく知らない」、あるいは「全く知らない」と回答しており、その認知度は依然低い状況と認識している。そのため、可能な限り、中小企業に理解が進むよう制度を構築し、丁寧な説明・周知を行い、普及につなげてほしい。その際、資料が膨大にならず、企業にとって過度の負担がかからないよう留意してほしい。また、チェックリスト「B.3.3 公正な取引慣行」に関連し、東京商工会議所でも推進している「パートナーシップ構築宣言」の理念である「大企業と中堅・中小企業の共存共栄」の観点も盛り込めないか。

事務局) ご提案の文言を盛り込む方向で考えたい。申請における過度な負担は、本件に限らずエコマーク事業の命題であり、ひき続き努力する。

- ・先ほどの行政指導に関する討論について、現在の行政指導は行政手続法に基づいて勧告などを行っているため、その視点で整理ができるはずである。
- ・SDGs に関しては社会的な温度差があると実感しており、このような活動を広げていただきたい。エコマークでも考えているということがアピールになればよい。

事務局) SDGs と関連性があるものなので、SDGs と絡めた情報発信を行っていきたいと考えている。

- ・人権などについて取り扱いを拡大していくことは重要な観点であるが、エコマークは環境ラベルであるので、あくまでも環境面を主眼に考えるべきである。人権や労働が優れているからと言って、環境性能が低いものを認定しては本末転倒になる。

事務局) 今回の出発点は、いくら環境に配慮した商品を作っても、作っている企業に社会面で問題があることはよくないという問題意識である。あくまでも環境が主眼で、チェックリストは商品認定を補完する位置づけである。

- ・社会面での取組を導入することによって、環境・社会・経済の統合的な向上が図られることが重要であり、ネガティブな方向に進んでしまうことは望ましくない。
- ・本案のチェックリストの扱いについて、今後は自己宣言から検証、検証から監査にもっていく考えはあるか。

事務局) 最終的にはそのようになることが望ましいが、まずは自己宣言をしていただき、普及状況を見ながら広げていけるかを検討したい。

- ・本案が取り上げている事項を重要視する企業が残っていけると考えるので、進めることに賛成である。特に中小企業が取り組みやすいように、作業負担のかからないよう運用を進めてほしい。
- ・この分野で検証、監査を事務局が実施できるかは、将来的に考えていかなければいけない問題である。

5. その他

○次回日程について、来年2月下旬から3月を目処に調整する。

以上